

重要事項説明書

本説明書は、学校法人木浦学園 小鳩幼稚園（以下「当園」という。）における特定教育・保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を示すものです。

令和5年11月1日現在

1 設置者

設置者の名称	学校法人木浦学園 小鳩幼稚園
代表者氏名	理事長 丸山 昭子
所在地	川口市東本郷1185番地
電話番号	048-281-0329

2 目的及び運営方針

目的及び運営方針	- この幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。 - この幼稚園は教育基本法、学校教育法、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守して運営する。
教育目標	○じょうぶな体 ○やさしい心 ○ゆたかな知性 ① じょうぶな体・・・健康で安全な生活 ・戸外で体を動かして遊ぶ ・好き嫌いをしないで何でもよく食べる ・抵抗力をつけ病気になりにくい体を作る ・生活の諸習慣の確立 ② やさしい心・・・人への愛情や信頼感 ・友達に親切である ・感謝の気持ちを素直に表すことが出来る ・美しい音楽を聴いたり、絵本を見たりすることが好きである ・動植物の世話を進んでする ・玩具を大切に扱い、片付けもきちんとする ③ ゆたかな知性・・・豊かな心情や思考力の芽生え ・物事に集中して取り組む ・人の話を静かに聞き理解することが出来る ・挨拶をきちんとする ・好奇心・探求心に富んでいる ・自然にふれて遊ぶことを楽しむ ・素晴らしい物語の世界に浸る

3 当園の概要

名称	学校法人木浦学園 小鳩幼稚園				
所在地	川口市東本郷 1 1 8 5 番地				
電話番号	0 4 8－2 8 1－0 3 2 9				
認可年月日	昭和 3 0 年 4 月 1 日				
管理者（園長）氏名	理事長 丸山 昭子				
利用定員	2 0 0 人（7 学級） 収容定員：2 8 0 人				
内訳	満 3 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
	2 0 人	6 0 人	6 0 人	6 0 人	
嘱託医	金子元英				
	病院名	金子内科リウマチクリニック			
	電話番号	0 4 8－2 8 4－1 1 5 5			
嘱託歯科医	大浦 智隆、井下田繁子				
	病院名	大浦歯科医院			
	電話番号	0 4 8－2 9 5－9 7 9 7			

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容	保育の資格
園長	1 名	園務を処理し、所属職員を指揮監督する	幼稚園教諭・保育士
教頭（副園長）	1 名	学校教育法そのほかの関係法令の定めるところとする	小学校教諭 幼稚園教諭・保育士
教諭	9 名	学校教育法そのほかの関係法令の定めるところとする	幼稚園教諭・保育士
教諭（非常勤）	7 名		幼稚園教諭・保育士
園医、歯科医 および薬剤師	各 1 名 以上	学校教育法そのほかの関係法令の定めるところとする	
事務職員	1 名	学校教育法そのほかの関係法令の定めるところとする	
自動車運転手	1 名	バスを安全運行し、車両点検清掃を行う	

5 開園日、開園時間及び休園日

開園日	月曜日から金曜日まで		
開園時間	8 時 00 分から 18 時 00 分まで		
保育時間（1 学期）	延長保育時間	朝	8 時 00 分から 8 時 30 分まで
		夕	14 時 00 分から 18 時 00 分まで
	保育時間（2・3 学期）		
	延長保育時間	朝	8 時 00 分から 8 時 30 分まで
		夕	14 時 30 分から 18 時 00 分まで

6 保育士配置基準

満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1 : 2 0	1 : 2 0	1 : 3 5	1 : 3 5

7 休園日

この幼稚園の休園日は、次のとおりとする。

- 1 土曜日、日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- 4 冬季休業 12月20日から1月8日まで
- 5 春季休業 3月22日から4月8日まで
- 6 開園記念日 6月25日
- 7 埼玉県民の日 11月14日
- 8 その他園長が必要と認めたとき

8 施設の概要

- ・幼稚園設置基準に基づく園舎、運動場の面積及び保育室数

建物構造	鉄筋コンクリート造		
建築年次	平成16年		
	現状（A）	設置基準（B）	差（A－B）
園舎	1,338 m ²	920 m ²	418 m ²
運動場	96,017 m ²	800 m ²	256 m ²
保育室数	12	8	4
設備概要	遊戯室、調理室、事務室（医務室兼用）、トイレ		
加入保険	傷害保険、施設賠償責任保険（東京海上日動保険・日本スポーツ振興センター）		

9 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとする。

- 1 当園は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとする。

10 給食

< 給食 >

- ・給食の実施は全給食です。※正課（スイミング）の日のみ弁当をご持参下さい。

※1食・・360円

- ・献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。
- ・食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- ・利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。

< 飲料水 >

- ・水道水・麦茶を飲料します。園の水道水は川口市が管理する水道管に直結。給受水タンクはありません。年3回水道水検査で基準値を大幅にクリアしています。

1 1 健康診断等

< 健康診断・歯科検診 >

- ・健康診断：年1回 歯科検診：年1回 嘱託医が検診し結果については幼児健康診断票に記載し、尿検査等を検査結果も含めて各家庭に通知する。

< 身体測定 >

- ・健康診断結果を含めて各家庭に通知する。

1 2 利用者負担額

入園料	1 入園料については下記のとおりとし、入園を希望する1か月前までに納付しなければならない。 保育年限5歳児および4歳児 90,000円 保育年限3歳児 95,000円 保育年限満3歳児 100,000円 2 当園に入園するものについて入園料減免に関しては、以下のとおりとする。 (1) 入園時において、同一世帯で同時に2名以上入園の場合 第一子は当該年度正規の入園料の全額納入 第二子以上は当該年度正規の入園料の半額納入 (2) 他幼稚園から転入の場合は在園証明書をもって入園料の半額納入とする
保育料等	1 保育料は世帯の所得の状況その他の事情を勘案して園児が居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。 2 本園においては、川口市特定教育・保育施設運営基準条例により、本園の教育の質の向上を図るため、次に掲げる特定保育料を徴収することとする。 施設設備費 1,500円/月 (冷房、暖房費等の空調設備費) 研修充実費 1,500円/月 (音楽指導料、英語指導料) 研修充実費 1,265円/回 (スイミングスクール指導代) (4,5歳児のみ) 3 本園において、川口市特定教育・保育施設運営基準条例により、次の通り実費を徴収する。 給食費 8,000円/月 (うち主食費3300円 副食費4700円) 通園バス代 3,500円/月 (利用者のみ) 制服体操着 約25,000円/3歳児進級時 学用品 約6,000円/年 日本スポーツ振興センター 約300円/年 そのほか遠足代、行事費は月初めに発行するえんだよりで実費額を周知し徴収する。 4 本園において、利用子どもの預かり保育に係る利用者負担を次の通り徴収する。 預かり保育代 300円/時間 5 2及び3において、月額に限り、園児が1日以上在籍する月を徴収対象月とし、2、3及び4における保護者負担分に関しては毎月4日に保護者指定口座より自動引き落としを行う。

1 3 緊急時等の対応

保育時間中に、利用乳幼児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ利用乳幼児の保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど別に定める「健康管理マニュアル」に従って行動し、必要な措置を講じます。

1 4 非常災害時の対応

保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、別に定める「危機管理マニュアル」に従って行動し、利用乳幼児の安全の確保を図ります。

15 個人情報保護

- 1 当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。
- 2 小学校、他の特定教育・保育施設等に対して利用乳幼児に関する情報を提供する際は、利用乳幼児の保護者の同意を得るものとします。
- 3 他園の幼稚園に転園する場合は、情報を送付します。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1 虐待の恐れがある、または疑いがある場合は所属長に報告して速やかに管轄児童相談所や警察に通報する。また、虐待防止の推進のために内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、園児の利用擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

17 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

- 1 当園の職員は正当な理由がなく、その業務上知りえた利用園児および家族の秘密を漏らしてはならない。

18 連携施設

名称	学校法人木浦学園 鳩笛保育園
施設の類型	埼玉県認可保育園
所在地	川口市東本郷1185番地
連携内容	1 屋外遊戯場の共用

19 保育内容に関する相談・苦情

当園	窓口設置場所	小鳩幼稚園 職員室内
	窓口開設時間	8時00分から18時00分まで
	担当者氏名	丸山昭子・小野道子
	受付方法	電話：048-281-0329 メール：p-master@kobato-kinder.ed.jp
川口市	担当課	福祉部保育課
	所在地	川口市中青木1-5-1 川口市役所第2庁舎3階
	受付時間	8時30分から17時15分まで
	受付方法	電話：048-258-1110（代表番号） メール：083.04500@city.kawaguchi.saitama.jp

附 則

この園則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、令和6年度からの新入园児に係る入園料については、令和5年11月1日から施行する。

----- キ リ ト リ -----

学校法人木浦学園 小鳩幼稚園の利用の開始にあたり、本同意書の交付及び説明を受け、記載内容に同意したので署名します。

令和 年 月 日

住所

氏名